

有意義な学生生活を送るには

■VISA 関係

担当部署

- ・ 学生支援課
- ・ ビザコンサルティングサービス

学生支援課

- ・ 大岡山
Taki Plaza 地下1階
- ・ すすかけ台
J 1 棟 1 階

●在留資格

日本の大学に入学するために来日する外国人は、原則「留学」の在留資格を取得する必要があります。留学生が、日本で生活し、本学で勉学する上で最も重要で基本的なことです。在留期間の更新や在留資格の変更、申請などの手続きも忘れずに入国管理局で行って下さい。本学のビザコンサルティングサービスでの代行申請もできます。

【担当窓口】

- ・ 学生支援課生活支援グループ(Taki Plaza 地下1階) 03-5734-3013
- ・ すすかけ台学生支援グループ (J 1 棟 1 階) 045-924-5935

●在留期限更新

通常、留学の在留期間には有効期限があり、期限が切れる前に在留期間延長申請を行わなければなりません。

在留期間更新手続きには、②の所属機関等作成用の申請書に学長印が必要です。事前に①～③を学生支援課まで提出して下さい。約1週間で学長印を押して書類をお返しします。④～⑩の書類と一緒に入国管理局で申請を行って下さい(本学のビザコンサルティングサービスでの代行申請もできます)。

なお、研究室に所属している場合は必ず研究室名を申請書に記載する必要があります。

- ①申請書(申請人等作成用3ページ分)
- ②申請書(所属機関等作成用2ページ分)
- ③パスポート、在留カード、学生証のコピー
- ④在学証明書
- ⑤学業成績証明書
- ⑥手数料納付書(4,000円)
- ⑦経費支弁証明書及び預金通帳のコピー(通帳の表紙を含む全ページのコピー)
- ⑧パスポート(原本)
- ⑨在留カード(原本)
- ⑩写真(横3cm×縦4cm)・・・上記書類①に貼付用

Attention!!

- ◆在留期間更新の手続きは、現在の有効期限の3か月前から行うことができますので、早めに手続きして下さい。
- ◆新しい在留カードを受領したら、教務 Web (ポータルサイト) 上の在留カード情報をご自身で更新して下さい。
- ◆新しい在留カードの両面コピーを、学籍番号を記入の上、学生支援課生活支援グループ又はすすかけ台学生支援グループに必ず提出して下さい。
- ◆正当な理由なく、本来の在留資格に基づく活動を継続して3か月以上行っていない場合(休学中も含む)、在留資格が取り消しされることがあります。

有意義な学生生活を送るには

東工大HP

→在学生の方

→留学生向け情報

→ビザコンサルティングサービス



→ビザコンサルティングサービス予約専用



●資格外活動許可

「留学」の在留資格を持っている留学生が本学以外でアルバイトを行う場合は、事前に入国管理局で資格外活動許可を得る必要があります。許可を得ないでアルバイトをした場合は「留学」の在留資格が取り消される可能性がありますので、必ず許可を得てください。申請は、入国管理局で行ってください。（ビザコンサルティングサービスでの代行申請もできます。）

●ビザコンサルティングサービス

本学では、外国人留学生・研究者の在留資格に関する手続きをサポートするために、ビザコンサルティングサービスを設けています。専門的な知識をもつ法務事務所のスタッフが指定の日に学生支援課（大岡山キャンパス）および、すずかけホールH2棟2階集会室3（すずかけ台キャンパス）にいますので、是非利用してください。利用する際は事前にHP又はQRコードで予約の上、学生証、身分証明書（パスポートや在留カード）を必ず持参してください。

日程、受付時間等は、東工大WEBサイトを参照してください。

http://www.titech.ac.jp/enrolled/international_student/visa.html

ビザコンサルティングサービス予約専用

<http://reservation.attorney-office.com/universities/campuses/2>